

呉市本庁舎デジタル総合案内板システム設置事業者募集要項

呉市では、本庁舎において、市政情報等をモニターに表示させるインフォメーションシステム及び議員等の出退状況を表示する出退表示システムを運用しています。

この度、両システムが老朽化していることから、両システムの機能を含むデジタル総合案内板システム（以下、「システム」という。）を既設のディスプレイを活用しながら、広告料を原資に設置運用していただける事業者を次のとおり募集します。

なお、設置場所の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく、行政財産使用許可とします。

1 システムの概要

（1）システムの設置場所

呉市中央4丁目1番6号 呉市本庁舎1～4階

（2）システムの条件

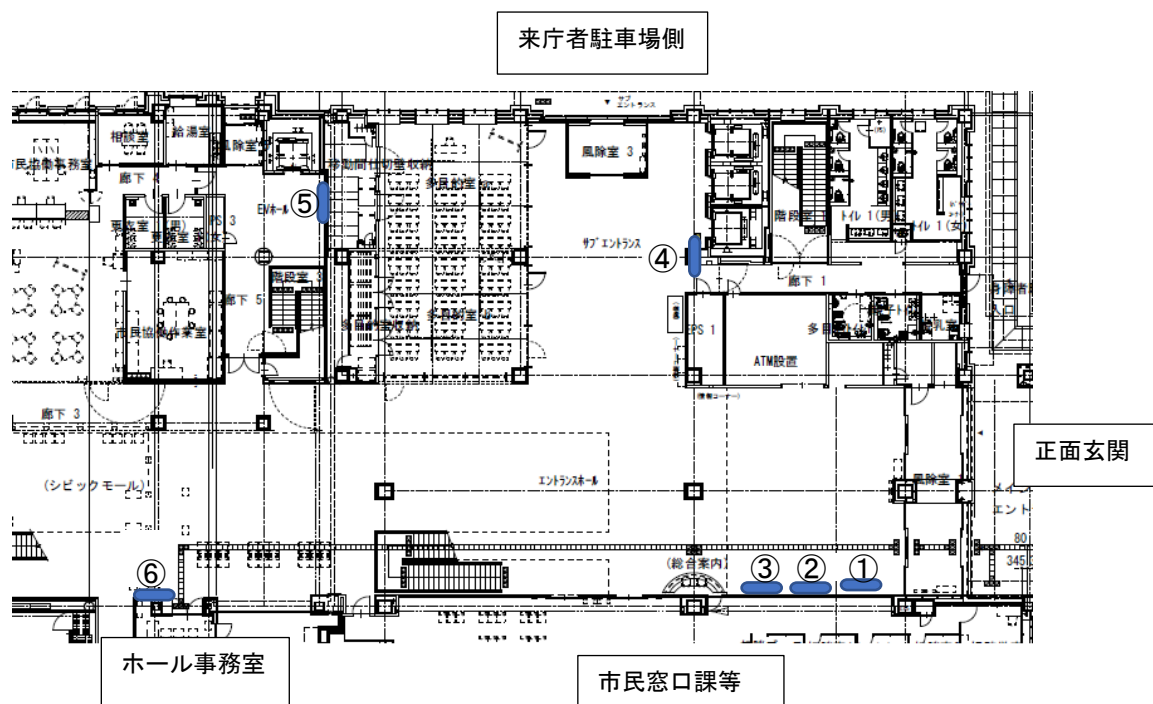
- ア 既設ディスプレイの表示内容を踏襲し、市政情報や議員・職員の出退情報を表示すること。
- イ 新規でデジタル総合案内板を設置すること。設置場所や設置台数については市と協議の上、決定すること。本庁舎の使用に支障のないよう努めること。
- ウ 広告料を原資に導入し、設置以後の保守（既設ディスプレイを含む。）等一切を無償で実施すること。
- エ 新規で設置するデジタル総合案内板の行政財産使用料（最低制限価格以上の金額）及び電気代を支払うこと。
- オ 電気を使用する場合は、計量法（平成4年法律第51条）第16条第1項に規定する検定証印等が付されているものであって、当該検定証印等の有効期間を経過していない副メーターを設置すること。
- カ 議員及び職員の出退情報を庁内LANパソコン等から入力できること。
- キ 議会事務局に議員用の入力可能なタッチパネル型の端末を2台設置すること。
- ク 広告内容は呉市広告掲載取扱要綱及び呉市広告掲載基準に沿って掲載すること。広告募集等一切の管理を事業者で実施すること。
- ケ システム設置に伴う使用許可が終了したときは、直営で運用できるよう、無償でシステムを再構築し、システムの所有権を市に譲渡すること。

（3）既設ディスプレイの設置場所と現在の活用状況

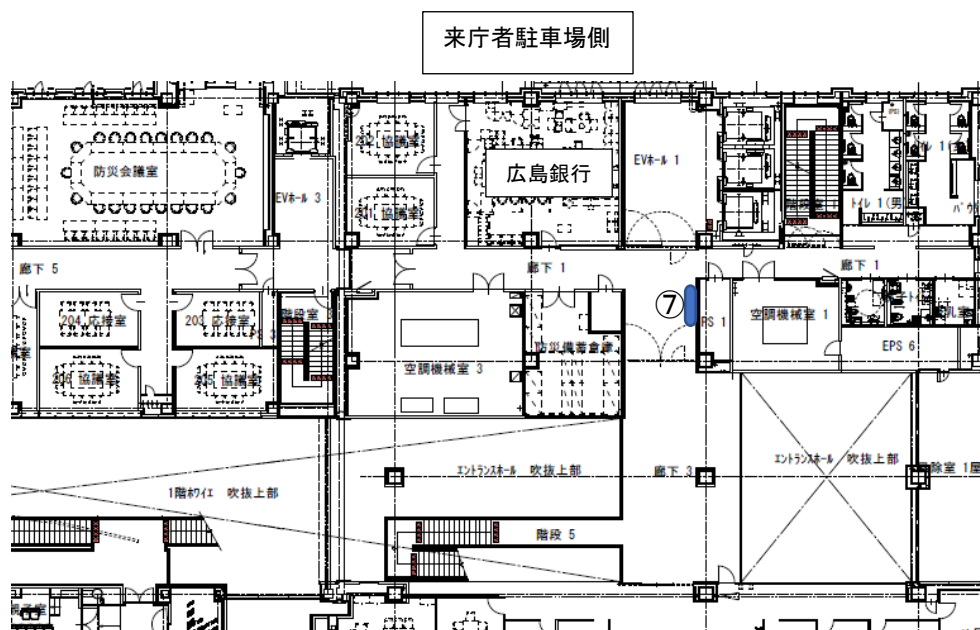
階数	場所	台数	インチ	表示内容
1	総合受付横	3	47	ホール情報1台①， <u>議会予定及び議員出退1台②</u> ，市政情報1台③
	エレベータ付近	1	42	市政情報④
	議会エレベータ付近	1	42	<u>議会予定及び議員出退⑤</u>
	ホール事務室付近	1	47	ホール情報⑥
2	渡り廊下付近	1	42	市政情報⑦
3	議会事務局内	3	42	議員及び職員出退2台⑧⑨， 議会関係1台⑩
	議長室	1	42	議員出退⑪
	副議長室	1	42	議員出退⑫
4	議事堂付近	1	42	議員出退⑬
	秘書広報課内	1	22	職員出退⑭
	副市長室	1	42	職員出退⑮
	副市長室	1	42	職員出退⑯
	市長室	1	42	職員出退⑰

(別図)

ア 本庁舎1階平面図（抜粋）



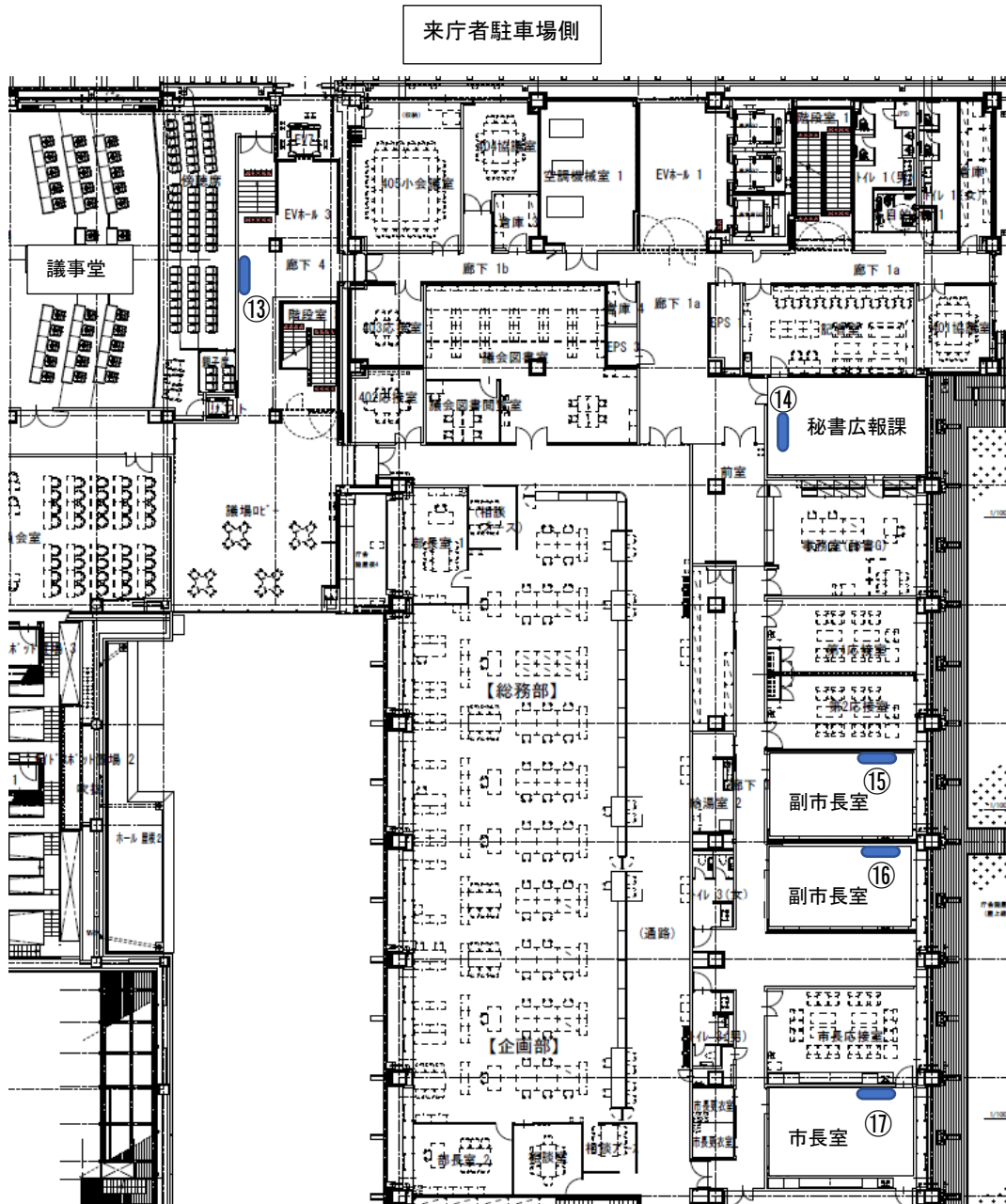
イ 本庁舎2階平面図（抜粋）



ウ 本庁舎3階平面図（抜粋）



工 本庁舎4階平面図（抜粋）



2 設置期間

システム設置に伴う使用許可は令和7年度中から令和8年3月31日までとします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性等を勘案して支障がないと市が判断する場合は、原則、提案内容を変更しないことを前提として、引き続き使用許可することができます。

なお、使用許可期間は別途締結する協定で定める期間まで更新することができます。

3 応募資格

次の資格要件を全て満たす法人に限り応募することができます。

なお、設置事業者として決定した後に資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者の決定及び使用許可を取り消します。この場合に設置事業者に損害が生じて、呉市はその補償をしません。

- (1) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等である者又はその統制の下にある者でないこと。
- (2) 破産手続開始の決定を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 呉市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 呉市議会の議員、市長、副市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある団体（市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人又は公共的団体を除く。）でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、市における一般競争入札の応募を制限されていないこと。

4 申込書等の提出

- (1) 現地説明及び提出書類

現地説明は随時実施しますので、管財課まで連絡すること。

また、次の書類を提出期間内に持参又は郵送にて提出するとともに、事業提案書のみPDFデータ（電子メール添付可）を提供すること。

- ア 申込書（様式第1号）
- イ 事業提案書（任意様式）
- ウ 会社概要（様式第2号）
- エ 誓約書（様式第3号）
- オ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
- カ 納税証明書（呉市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書）
- キ 役員名簿（氏名、ふりがな、住所、生年月日及び性別が記載されたもの）

- (2) 提出期間

受付期間 令和7年6月9日（月）から令和7年7月7日（月）まで（必着）

※ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜・日曜・祝日を除く。

- (3) 提出先

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

呉市財務部管財課庁舎グループ

TEL：0823-25-3562 FAX:0823-25-9820 E-mail：kanzai@city.kure.lg.jp

5 質問の受付

- (1) 受付期間 令和7年6月9日（月）～令和7年6月16日（月）必着

- (2) 受付先 「4 申込書等の提出 （3）提出先」と同じ

- (3) 提出書類

質問書（様式第4号）

※提出書類は、紙媒体又は電子データ（電子メール添付可）で提出してください。

※提出いただいた書類は、一切返却できませんのでご了承ください。

※回答は、個別には回答せず、令和7年6月20日（金）までに呉市ホームページにて公開します。（質問者名は公表しません。）

6 選考方法

(1) 概要

事業提案書の内容を総合的に評価し、優先交渉事業者を決定します。なお、提出された書類について、この募集要項で示したシステムの条件等を満たさないことが明らかな場合は失格扱いとします。内容審査は原則書面審査としますが、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

(2) 事業評価項目

事業提案について、次の評価項目ごとに評価したうえで採点し、その合計を事業評価点(100点満点)とします。

	評価項目	配点
1	システムの仕様は適切か	20
2	設置方法や設置場所は適切か	20
3	広告募集方法など運用は適切か	20
4	システムの保守体制は適切か	20
5	行政財産使用料が最低制限価格をどの程度超えているか	20

(3) 優先交渉事業者の決定通知と協定の締結

結果については、7月下旬を目途に書面により応募者に通知します。

その後、設置に向けた協議を行い、協定を締結します。協議が整わない場合は優先交渉事業者による設置を見送り、次点となった者等と改めて協議をすることがあります。

7 特記事項

(1) 提出書類の取扱い

市が受領した提出書類については、返却しません。また、軽微な修正を除き、変更は認めません。

提出書類等に虚偽の記載があった場合、又は関係法令(条例、規則を含む)の規定に違反している場合には失格となります。

(2) 著作権、公表等に関する取扱い

本件に関して応募者が作成し提出した書類についての著作権は、応募者に帰属します。

(3) 広告枠分の行政財産の使用料の支払い

設置年度ごとに、年額を一括で支払うこと。なお、納入された料金は、原則として返還しません。

8 問合せ先

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
呉市財務部管財課庁舎グループ 柴崎 村田
TEL: 0823-25-3562 FAX: 0823-25-9820
E-mail: kanzai@city.kure.lg.jp